

富山県内各市町村の子育て支援情報



■不妊治療に係る助成制度一覧

市町村	区分	内容	お問合せ先	お問合せTEL
富山市	不妊治療費助成	①特定不妊治療:所得制限なし。1回の治療につき15万円を上限(一部治療は上限7万5千円。ただし、初回治療のみ上限30万円。)に助成。40歳未満で初めて申請する方は、通算6回まで年間の助成回数に制限なし。通算7回目から年3回まで。40～42歳で初めて申請する方は、通算3回まで。 ②男性不妊治療:市の指定医療機関から治療を受けた医療機関で、夫が不妊治療を受けた場合、1回の治療につき15万円を上限に助成。	こども育成健康課	076-443-2248
	不育症治療費助成	不育症検査やへパリン治療(保険適用)等の不育症治療に係る治療費を助成。所得制限・通算助成回数制限・年齢制限なし。助成金額上限30万円。	こども育成健康課	076-443-2248
高岡市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた場合、1回の治療につき、県の不妊治療費助成分を控除した額に対し7万5千円を上限として助成。40歳未満で初めて申請する方は、通算6回まで年間の助成回数に制限なし。通算7回目から年3回まで。40～42歳で初めて申請する方は、通算3回まで。助成対象となる妻の年齢は42歳まで。	子ども・子育て課	0766-20-1381
	男性不妊治療費助成	特定不妊治療の一環として、男性不妊治療を受けた場合、県の助成分を控除した額に対し、7万5千円を上限として助成。	子ども・子育て課	0766-20-1381
	不育症治療費助成	不育症の保険適用の検査、治療費(へパリンを主とする治療)に対して、一年度につき30万円を限度に助成。	子ども・子育て課	0766-20-1381
射水市	不妊治療費助成	①特定不妊治療:体外受精、顕微授精、融解胚移植、精巣内精子回収術、精巣上体精子回収術 ②一般不妊治療:特定不妊治療を除く不妊治療(上記以外の男性不妊治療、タイミング指導、薬物療法、手術療法、人工授精など)やそのための検査 限度額①、②あわせて30万円/年	保健センター	0766-52-7070
	不育症治療費助成	不育症の診断に係る保険適用の検査、へパリンを主とした保険適用の治療 1回の治療につき30万円まで(1回の治療:不育症の診断のための検査から、妊娠を経て治療に至る過程であって医師が認めるもの)	保健センター	0766-52-7070
魚津市	不妊治療費助成	①特定不妊治療(体外受精、顕微授精)一限度額30万円/年(1回の限度額20万円) ②不育症治療(不育症の検査・治療)一限度額30万円/年 ③男性不妊治療(精子回収手術)一限度額15万円/年	健康センター 母子保健係	0765-24-3999
氷見市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた場合、1夫婦年度あたり50万円まで。	健康課	0766-74-8062
	男性不妊治療費助成	不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで。	健康課	0766-74-8062
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで。	健康課	0766-74-8062
滑川市	不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精にかかった費用を1夫婦(年齢制限:妻43歳未満)1回10万円上限、年3回まで。	市民健康センター	076-475-8011
	男性不妊治療費助成	不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦10万円まで。	市民健康センター	076-475-8011
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで。	市民健康センター	076-475-8011
黒部市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた場合、1夫婦年間30万円まで。	健康増進課	0765-54-2411
	男性不妊治療費助成	不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦年間15万円まで。	健康増進課	0765-54-2411
	不育症治療費助成	不育検査及び治療費に要した費用について、年額15万円を限度に助成。	健康増進課	0765-54-2411

■不妊治療に係る助成制度一覧

市町村	区分	内容	お問合せ先	お問合せTEL
砺波市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受け、県の不妊治療費助成の決定を受けた場合。1回15万円上限、年4回まで。	砺波市健康センター	0763-32-7062
	男性不妊治療費助成	県の指定医療機関又は県の指定医療機関から紹介等を受けた医療機関で夫が不妊治療を受け、県の男性不妊治療費助成の決定を受けた場合。15万円上限。	砺波市健康センター	0763-32-7062
	不育症治療費助成	不育症検査やへパリン治療(保険適用)等の不育症治療に係る治療費を助成。30万円上限。	砺波市健康センター	0763-32-7062
小矢部市	不妊治療費助成	不妊治療にかかった費用を1夫婦1年度30万円まで。 (男性不妊症治療費含む)	健康福祉課	0766-67-8606
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦1年度30万円まで。	健康福祉課	0766-67-8606
南砺市	不妊治療費助成	不妊治療にかかった費用(男性不妊治療も含む)を1夫婦1年度あたり30万円まで。	保健センター	0763-52-1767
	不育症治療費助成	検査費及びへパリンを主とした治療費のうち、保険給付の対象となるものに1夫婦1回の治療あたり30万円まで。	保健センター	0763-52-1767
舟橋村	不妊治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不妊治療にかかった費用を1夫婦あたり年間30万円まで助成	生活環境課	076-464-1121
	不育症治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不育症治療にかかった費用を1夫婦あたり30万円まで助成	生活環境課	076-464-1121
	男性不妊治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦あたり15万円まで助成	生活環境課	076-464-1121
上市町	不妊治療費助成	1夫婦年間20万円を限度に3年間助成。	福祉課保健班	076-473-9355 (直通)
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった治療費を1夫婦1年度あたり30万円まで助成	福祉課保健班	076-473-9355 (直通)
立山町	不妊治療費助成	指定医療機関において治療を受けた場合、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)にかかる治療費を、1回につき15万円を限度に年度あたり2回まで助成。 ※ただし、治療方法により助成金額は異なる。 《条件》 ・町に住所を有し、居住している夫婦で、助成を受けようとする治療の開始日における妻の年齢が42歳以下 (40～42歳の方は通算助成回数の制限あり)	立山町保健センター	076-463-0618
	男性不妊治療費助成	指定医療機関又は指定医療機関から紹介等を受けた医療機関で治療を受けた場合、特定不妊治療の一環として行う精子回収術にかかる治療費を、1回につき15万円まで助成。 ※ただし、保険診療外の治療に限る。 《条件》 ・町に住所を有し、居住している夫婦で、助成を受けようとする治療の開始日における妻の年齢が42歳以下 (40～42歳の方は通算助成回数の制限あり)	立山町保健センター	076-463-0618
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで助成	立山町保健センター	076-463-0618
入善町	不妊治療費助成	県の不妊治療費助成分を控除した額の9割を助成。※年齢、回数制限、限度額なし。特定不妊治療のほか検査費用、一般不妊治療も助成	元気わくわく健康課	0765-72-0343
	男性不妊治療費助成	県の不妊治療費助成分を控除した額の9割を助成。※限度額なし	元気わくわく健康課	0765-72-0343
	不育症治療費助成	県の助成額を控除した検査及び治療費の9割を助成。※限度額なし	元気わくわく健康課	0765-72-0343
朝日町	不妊治療費助成	①妻が43歳未満の場合：県の不妊治療費助成分を控除した額に対し全額助成、年3回 ②妻が43歳以上の場合：1回15万円を上限として助成、年3回	保健センター	0765-83-3309
	男性不妊治療費助成	県の不妊治療費助成分を控除した額に対し全額助成	保健センター	0765-83-3309
	不育症治療費助成	検査及び治療費を全額助成	保健センター	0765-83-3309